

27財財第138号

平成27年10月15日

局（区）長
教 育 長
行政委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
会 計 管 理 者

副 市 長

平成28年度予算編成方針について（依命通達）

1 市財政の現状と平成28年度の財政見通し

本市の財政は、企業収益の改善などを背景に市税収入等に持ち直しの動きが見られるものの、政令指定都市移行に伴う都市基盤整備などの財源として活用した市債の返済がピークを迎えているほか、扶助費が年々増加しており、ここ数年予算編成時において多額の収支不足が生じている。

平成26年度決算では、株式等譲渡所得割交付金や配当割交付金が予算を上回ったことなどから、ほぼ前年度並みの実質収支を確保したものの、退職手当債の発行や市債管理基金からの借入れを実施するなど、引き続き厳しい収支状況であった。

また、健全化判断比率について、6年ぶりに連結実質赤字比率が解消するなど、財政健全化に向けた取組みの効果が表れてきているものの、実質公債費比率及び将来負担比率は、引き続き政令指定都市ワーストであり、財政健全化は未だ道半ばであることから、今後も財政健全化に向けた取組みを着実に推進していく必要がある。

平成28年度の本市の財政見通しは、歳入では、自主財源の根幹をなす市税が、税制改正による法人市民税の減収もあり、伸びを見込めない状況であり、依存財源の国庫補助負担金や地方交付税等については、国の予算編成の動向を見極める必要がある。

また、市債については、健全化判断比率等への影響を踏まえ、可能な限り抑制を図る必要があるほか、財産収入などの臨時的な収入も多くを見込めない状況である。

一方、歳出では、生活保護費等の扶助費の増加が見込まれるほか、介護、子育ての分野などで、急速に進展する少子・超高齢社会への的確な対応が求められることなどから、多額の財政需要が見込まれている。

このような見通しから、平成28年度も、大幅な収支不足が見込まれており、厳しい財政見通しとなっている。

2 予算編成における基本的な方針

新年度予算編成で見込まれる多額の収支不足を解消するためには、あらゆる歳入の確保やさらなる既存事務事業の整理・合理化を行う必要がある。

一方で、急速に進行する少子・超高齢化や、今後予想される人口減少社

会の到来を踏まえ、本市が将来にわたり都市の活力を維持するために、長期的な展望に立った行財政運営を進めていかなければならない。

このため、平成28年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

(1) 財政健全化に向けた取組み及び行政改革の推進

財政健全化プラン及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、既成概念にとらわれない大胆な事業の整理・合理化など、徹底した見直しを図る。

(2) 第2次実施計画事業（マニフェストに関する取組み事業工程表に基づく事業を含む。）等の推進

2年度目である第2次実施計画について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

また、地方創生や東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取組みについて、適切に対応を図る。

(3) 予算要求基準

各局の自主性・戦略性に基づく、施策の選択・重点化を促進する観点から、下記の経費における相互流用を可能とする。

ア 経常的経費

裁量的経費、あるいは削減余地のある固定的経費等については、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

イ 臨時的経費

第2次実施計画事業にあつては、平成28年度計画額の範囲内で所要額を見積もること。

3 国の予算と地方財政

国における予算編成は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、今後明らかになる国の平成28年度予算編成や地方財政対策等の内容を踏まえ、適切に対応する必要がある。

今後とも、政府における政策変更など情報収集に努め、状況の変化に柔軟に対応できるよう留意すること。